

令和8年度兵庫県「禁煙週間」実施要領

1 趣 旨

喫煙が健康に与える影響は大きく、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっている。

世界保健機関（WHO）は、平成元年に5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。また、厚生労働省では、平成4年から世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」と定め、各種の施策を講じている。さらに、意図しない受動喫煙の防止を図るため平成30年7月25日に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、兵庫県でも、平成31年3月19日に受動喫煙の防止等に関する条例を改正し、令和2年4月1日より全面施行された。

これらを踏まえ、兵庫県では、禁煙週間において、県民がたばこのない生活習慣を身に付けられるよう各種たばこ対策事業を実施するとともに、受動喫煙による健康被害を排除するための受動喫煙対策を積極的に推進することにより、今後のたばこ対策へとつなげるものとする。

2 禁煙週間のテーマ

「みんな知ってる？たばこのルール」

3 期 間

令和8年5月31日（日）から令和8年6月6日（土）まで

4 実施方法

(1) たばこと健康に関する正しい知識の普及

ア 県及び市町村庁舎等における啓発ポスターの掲示、禁煙啓発チラシ等の配布

イ 県及び市町の広報媒体（広報誌、ホームページ等）の活用による普及啓発

ウ 庁内放送による職員及び来庁者への世界禁煙デー・禁煙週間の周知及び禁煙の呼びかけ

エ 講演会の開催

(2) 未成年者の喫煙防止対策

児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての喫煙防止教育の実施

(3) 公共の場・職場における受動喫煙対策

県及び市町村庁舎、県及び市町立施設、その他多くの人が利用する施設等における受動喫煙対策の推進

(4) 禁煙支援

健康福祉事務所、市町保健センター等における禁煙教育、相談、支援の実施

(5) その他

上記に加え、「禁煙の日（毎月22日）」（数字の2を白鳥（スワン）に見立て、「スワンスワン（吸わん吸わん）」で禁煙に取り組むとしたもの）を活用した取組 等